



〒326-0143 栃木県足利市葉鹿町 1-28-32
電話:0284-64-1522 FAX:0284-64-0245

越智オフィス 検索

越智法務行政書士事務所 検索

社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

「職場の受動喫煙防止対策」に関する 国の助成金&支援策

◆東京都が条例制定を検討

東京都では、都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックの開催都市として受動喫煙防止対策をより一層推進していくため、「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」の制定を検討しています。

その内容は以下の通りであり、罰金刑を科すことも検討しているようです。

- (1) 成年者や患者が利用する医療施設・学校などは敷地内禁煙
- (2) 不特定多数が利用する官公庁や大学は屋内禁煙
- (3) ホテル・旅館・職場など事業所や飲食店、娯楽施設は原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）

このような受動喫煙防止の流れは、今後も進んでいくと思われ、企業としても注視していかなければならないでしょう。

ちなみに、平成 27 年 6 月より、事業者には労働者の受動喫煙を防止するため、事業者および事業場の実情に応じ適切な措置をとるよう努力義務が課されています（労働安全衛生法 68 条の 2）。

◆「受動喫煙防止対策助成金」とは？

厚生労働省では、事業者が受動喫煙防止対策を行う際の費用の一部を支援するため、「受動喫煙防止対策助成金」を設けています。

中小企業事業主であって、事業場内において、喫煙防止措置を講じた区域以外を喫煙とする事業主を対象に、「喫煙室の設置・改修」「屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修」「換気措置の設置（宿泊業・飲食業を営んでいる事業場のみ）」のいずれかの措置を講じた場合、その措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの 2 分の 1 が助成されます（上限 200 万円）。

申請手続などは、所轄の都道府県労働局へ行きます。



◆厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。

例えば、上記助成金の申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金申請の際に参考となる助言や、実績報告の際に必要な測定機器の提供を行っています。

利用はすべて無料で行っているそうですので、利用してみたいかがでしょうか。

(1) 受動喫煙防止対策の技術的な相談

事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談など（必要に応じて実地指導も実施）

(2) 禁煙室などの要件の確認や事業場の実態把握

職場環境の実態把握などを行う際の支援として、測定機器の無料貸出しなど

法令違反の多い「自動車運転者を使用する事業場」の実態

◆約 83%の事業場で法令違反

厚生労働省から、トラック、バス、タクシーなどの自動車運転者（ドライバー）を使用する業場に対して

行われた監督指導や送検の状況（平成 28 年）が公表されました。

監督指導が行われた事業場は 4,381 事業場で、前年の 3,836 事業場より多くなっています。

このうち、時間外労働、賃金台帳の記載内容、健康診断などに関して労働基準関係法令違反が認められたのは 3,632 事業場（82.9%）、拘束時間や休息期間などに関する改善基準告示違反が認められたのは 2,699 事業場（61.6%）となっています。

◆監督指導等の状況

監督が実施された事業場数の内訳は、トラック：3,105、バス：487、ハイヤー・タクシー：405、その他：384 でした。

労働基準関係法令違反については、特にハイヤー・タクシーで 86.7%の違反率となっており、主な違反事項としては、どの業種でも「労働時間」「割増賃金」が多くを占めています。

また、改善基準告示違反については、「最大拘束時間」「総拘束時間」「休息时间」「連続運転時間」「最大運転時間」の順で多く指摘されています。

重大または悪質な労働基準関係法令違反による送検件数は 60 件となっており、前年より 8 件増えています。すべての業種でもすべて前年より送検件数が増加しており、特にトラックは上昇傾向が続いています。

◆省庁間の連携による監督指導・合同監督

以前から、労働基準監督機関と地方運輸機関が、臨検監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報する取組みが行われています。労働基準監督機関から地方運輸機関への通報件数は、前年より増え 867 件となっています。「労基署の監督だから大丈夫」というような考えは、もはや通用しないでしょう。

また、平成 28 年は、ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する緊急の集中監督指導が行われたため、労働基準監督機関と地方運輸機関による合同監督・監査が行われたバス事業場は 130 に上りました（平成 27 年は 17 事業場）。

社会的に注目される事件・事故を契機に、行政の対応が強化されます。

◆健康面の取組みが重要

近年、「健康経営」という言葉もあるように、従業員の健康について社会的な関心が高まっていますし、ドライバーに対する健康診断等も監督・監査での指摘

事項に多く上がっています。

人手不足の状況の中、ドライバーが健康を害することはさらなる人手不足を招きますので、「健康」を中心にした労務管理を考える必要があります。

10月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひとこと～

爽やかな秋風が心地良い季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、厚生年金保険料率に変更になります。平成 29 年 9 月分（同年 10 月 31 日納付期限分）からの保険料率は次の通りです。

【一般の被保険者】

現行	変更後
18.182%	18.300%

※料率改定は今回を最後に暫くの間は発生しません。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。